

委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。 (9時50分)

今度は歳出になります。歳出を款別に審査いたします。52ページ議会費から89ページ総務費、それから少し飛んで148ページから155ページの消防費、これを一括で審査を行います。質問のある委員は挙手をお願いいたします。

齋藤委員 ちょっと聞きそびれた件があつて。義務化されたストレスチェックについて、どこでこれが出てたのかちょっと、たしか総務費だったような気がしたんですけども、その辺のことをちょっと。

委員長 ページはどこですか。

齋藤委員 すいません、ちょっと聞きそびれたのでページがわからないということで。総務費って言ったような気がしたんで、すいません、今聞いちゃってるんですけど、違ったら申しわけないですけど。

委員長 担当の方わかりますか。お願いします。

齋藤委員 まだあるんですけど、いいですか。

委員長 ごめんなさい、じゃあどうぞ。

齋藤委員 あとですね、59ページのですね、14使用料及び賃借料の中の、ホームページサーバー使用料の下のところ、動画使用料とあるんですけど、これは動画は使用料ということは著作権が町じゃないということなんですかね。その辺のことをもう少しお聞きしたいことと、あと69ページの15工事請負費221万3,568円、公衆Wi-Fiステーションの設置工事、7カ所だとお聞きしてるんですけど、1基30万ぐらいなんですけども、その辺の内容をもう少しお聞きしたいと思います。以上です。3つお願いします。

委員長 では、一番最初のメディカルチェックですかね、ストレスチェック、お願いします。

総務課長補佐 1点目の御質問のですね、ストレスチェックにつきましてですけれども、平成27年の12月から労働安全衛生法に伴いまして、年に1度職員に対してストレスチェックを行わなければならないということで進めております。28年度につきましては、委託に出すのではなくてですね、当町につきましては、役場の衛生管理者が主にですね、やっていただいて、職員のストレスチェックを行っております。要注意ですとか、引っかかるような職員については、その後の産業

医の面接を受けて指導をいただくというような流れになってます。衛生委員会
はですね、毎月1度行っておりますので、その中で出勤状況ですとか休暇の状
況ですとか、ノー残業デーの退庁状況、健康診断の状況、並びにストレスチェ
ックの状況、その辺をですね、毎月1度チェックをいたしまして産業医の面接
等々をさせていただいて確認をしているという形になります。

歳出につきましては、55ページの産業医の報償というところにあります、
下から6行目あたりですけれども、この中に産業医の毎月確認をしていただ
いてる報償費とですね、あとストレスチェックで引っかかったとか要注意の職員
に対して面接を受けると、1件幾らという形で報償費をお支払いしている
というような形で職員の管理を行っております。以上になります。

委 員 長 ありがとうございます。その次の質問ですね。動画のことですか。59ページ
の。お願いします。

政策推進課長補佐 今、御質問いただきましたのは、59ページの動画の使用料ということでござ
います。こちらについては、例年ある程度の使用料ということで実績がござ
いますが、毎年ヘリコプターで飛んでる部分だったものを、ことしですね、ド
ローン、御案内だと思いますが、これホームページとかにも載っけさせていた
いておりますけども、キラキラですとか桜まつり、こういったときにドローン
の動画を撮るに当たっての使用料ということで決算ということでございます。

続いて3点目…。

委 員 長 質問はたしか著作権を持ってるかどうかみたいな質問だったと思いますが。

政策推進課長補佐 著作権とは関係がなくてですね、そこら辺は町のほうで依頼をしてドローン
を飛ばしているということでございますので、著作権というのは、当然、最終
的には町に帰属する、映像に関してはということでございます。違う。すいま
せん。

3点目、すいません、行かせていただきます。3点目、公衆Wi-Fiの設
置の関係でございます。7カ所、設置の場所につきましては役場、ハーブガー
デン、健康福祉センター、町立公民館、隣ですね、自然休養村の管理センター、
松田幼稚園、ロウバイ園となっております。7カ所の内訳ということだと思
うんですけれども、すいません、ちょっと細かい全体のものがないんですが、

ハーブガーデンだけ、いわゆる西平だけ網羅する範囲が広うございます。要は、この金額のうちの大宗をハーブガーデンで占めてると。それ以外の役場を初め個別の施設関係につきましては、小規模なエリア的なW i - F i というふうに考えていただいて結構です。すいません、費用の細かい内訳が出なくて恐縮なんですけども、8割方はハーブガーデンでかかっていると、このように考えていただいて結構でございます。

委 員 長 じゃあ補足でお願いします。

参事兼政策推進課長 動画の使用料について御説明させていただきます。一応、これお願いしてドローンで、先ほど説明させていただきました桜まつり等撮ってるんですけども、お願いした会社が県のホームページ等にも載せたいということでしたので、じゃあ、それは町は使用料としてお支払いして、町のホームページにも載せさせていただくというような方法をとってございます。以上です。

委 員 長 大丈夫でしょうか、齋藤委員。お願いします。

齋 藤 委 員 すいません、じゃあ、まずストレスチェックのほうですけど。これ義務化されて申請しなきゃいけないと思うんですけども、五十幾つの質問項目ですよ、たしかね。何人ぐらい引っかけちゃったんですかね。

委 員 長 では、回答はできますか。（私語あり）まず1個ずつお願いします。

参事兼町民課長 衛生管理者を務めております。今の御質問には答えることができません。守秘義務が課せられておりますので。労基署のほうにも、官公庁についてはどのくらいのストレス者がいたかという報告をすることもありませんので、何人受けたかということだけの報告になっております。以上でございます。

齋 藤 委 員 何人ですか。

参事兼町民課長 労基署に対して報告でございます。

齋 藤 委 員 ストレスチェックわかりました。守秘義務があるので難しいということもお聞きしてますけれども、管理者はその辺を管理するに当たって、百何人おられるんでね、そういう部分が今後必要になってくるのかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に動画ですけども、これ、結局どこのものなのか、よくわからないような動画なんですけれども、毎月約4万弱を払っている…毎月じゃないや、年ご

とに多分撮るんですかね、これ。ある程度松田のものをこれから発信していくためには必要なかと思えますし、季節ごとには撮らなきゃいけないのかと思えますし、それで3万八千幾ら払っていく。ドローンの操縦ぐらい課長ができそうなんですけれども。買ってもしようじゃないですか。あの辺は、その辺どうなんですかね、今後。

参事兼政策推進課長

ドローンにつきましては、著作権そのものは業者のほうにございます。町としては使用料としてお支払いして、ホームページ等に載せさせていただく。これは3回分です、1回につき1万2,960円という金額をお支払いすると。今回、町でもドローンを購入はしたんですけれども、航空法とか、ちょっとなかなか難しいところもございまして、何とか若い人たちにそれを習得させて、町でもそういう撮影をしようというふうには考えてございます。ホームページでしたり、パンフレットに使った寄のドッグランの写真等は町の写真ですので、そのように航空法に基づいて職員にも覚えさせて使えるようにはしたいと思えます。ですから、この使用料は行く行くはなくなっていくんじゃないかと思えます。

委 員 長

大丈夫ですか。

齋 藤 委 員

わかりました。今後ですね、ドローンが使えるようになれば、災害現場にも飛ばすことができると思うんですよ。ですので、その辺、習得することが、例えば、当町は寄地区を抱えてて、もう道が寸断されたら入れなかつたりするので、ドローンがどのぐらいまでコントロールきくかよくわからないんですけれども、その辺の現場の確認もまず第一でいけるものだと思いますので、その辺は使える人を育てていただければと思います。お願いしたいところです。

あと、次の3つ目のWi-Fiの件ですけれども、今、西平畑公園が一番広くて80%ぐらいお金使ってるって。Wi-Fiの機械の中に入り込める人数とあって、多分じゃあ西平畑公園が一番多い数なんですかね。それと、あとほかのエリアは何件ぐらい入れるんですか。

委 員 長

担当者お願いします。

政策推進課長補佐

すいません、詳細な人数がわからなくて大変恐縮なんですけども、御質問ありました区分でいきますと、エリア、特に金額が高い西平に関しては、指向性

というんですか、方向でエリアをぼんと広く網羅できる形にはなってます。お祭り期間中に、特に桜まつりとかこういった期間中に、お祭りの桜を見に来た人が使える形ということを考えておりますので、ある程度の人数だと思っております。一方で、町の役場とか施設関係というのは、観光スポットですね、になりますので、その施設内にいる人数を対象としたものと、こういうことでございます。細かい数字を言えなくて大変恐縮でございます。

齋藤委員 わかりました。たしか、西平畑公園は感知した数ができるって何かNTTから聞いたんですけれども、要するに来場したら携帯から発する電波を受け取って数をチェックできると聞いているんですよ。そうすると、要は来場者数がある程度、携帯を持ってる人の数がわかるという、その辺のデータはまず管理されているのかということ、それが今後のね、いろいろなことに使えるのかなと思う。

それと、あと当町はITの教育をかなりやっているとすし、Wi-Fi、今ここでさっき調べたんですけど、何かここ、今のここにいるエリアの中で飛んでないんですよ。この本体の庁舎の中にWi-Fiが飛んでないって、多分、2階のSORA君用にWi-Fiでも使ってるだけなのかなと感ずるんですけれども、庁舎内、本来なら全部Wi-Fiを使えるようにしていくべきじゃないかなとは思いますが、その辺の考えをちょっとお聞きしたい。

参事兼政策推進課長 すいません、私のほうから。NTTが一度ハープ館において試験的にやっていたということは聞いてます。それで、そのときにはどのくらいの人が何人集まって、それもすごいどのくらいの年代の人が集まっているかというのも、かなりデータはちょっと私も見せていただきましたけれども、それもかなり細かいデータが出てます。ただ、私どもがつくったちょっとWi-Fiに、その機能があるかというのは、ちょっと私も調べてないので、それはまた調べて御報告させていただきたいと思えます。

それから、庁舎内にWi-Fiつけてございますけども、確かに私も2階、3階でもちょっとなかなか入りにくいような状況でございます。庁舎内に全部に入れるとなると、これちょっとまたかなりのお金がかかりますので、一回断念した経緯がございます。ですから、役場のWi-Fiというのは2階には動いておりますので、主な来庁者の方には使えると思えます。

それと、先ほどの人数ですけれども、私も人数まではちょっと細かく調べてご
ざいせんけども、それぞれ、たしか西平畑を除いては1日1回1時間という
制限がかかっています。余りお子様でそこでやられても困りますので、そういう
制限はかけてございます。以上です。

齋藤委員 ありがとうございます。できれば庁舎内も、それからほかの公共施設、災害
のときにも携帯つながらないけどWi-Fiつながるとか、ほかのことに使える
要素がありますので、できるだけ多くの場所で多く使えるような仕組みをつ
くっていただければという要望で終わりたいと思います。

委員長 では、ほかの。

飯田委員 ページが61ページになります。町有財産の件でちょっとお伺いしたいと思
います。おとし平成27年、28年度と寄附を大きく受けたり、あるいは県の土地
をですね、払い下げていただいたりというふうなことで、管理する部分がで
すね、かなりふえていると思うんですね。それで、そのうち県有地だったところ
は住宅建設とかいろんな形で次に使用する用途は決まってるんですけど、湯の
沢の田中さんの跡というのはですね、意外と土地があるんだけど、何か見えて
こない。どういうふうにしたいのかね。まず、現状と今後の予定がわかれば
ですね、どういうふうな形であの土地を考えてるのかと。ということは、松田
町はお金がないんでね、少しでもね、余計なものは売却してですね、町の収入
にしていきたいというふうなことと、もう一つはですね、町有財産管理に
要する経費というのが財産管理、その下に0101で財産管理経費ということで、
2,724万円あります。その前年度の決算ではですね、1,111万ですかね。このふ
えた要因はですね、下のほうに19の上2つ、公有財産台帳更新及びデータ転送
委託料と、もう一つは公共施設総合管理計画策定支援業務委託料、この仕事が
ですね、ふえたおかげでこれだけ倍以上に膨らんでるのかなと思うんですけど、
この業務の内容をですね、わかればかいつまんで教えていただければと思いま
すので、よろしくをお願いします。

委員長 2点あります。まず、では寄1番地のことですかね。担当者をお願いします。

定住少子化担当課長 寄1番地の件につきましては、ここはおおむね1.3ヘクタールほどの一団の
土地でございます。先ほどですね、御質問のあった民間事業者にですね、売

却あるいは貸し付け等々の独立採算事業として、今は公募型プロポーザルの手法を用いてですね、さまざまな民間からの提案を今、受けてございます。6事業者ほどからですね、逆に町から仕掛けたサムディングではないんですけども、こういう手法はどうかというのをいただいております。またですね、地域の方との現地調査とですね、ワークショップを行いまして、その意見もまとまってございます。これらを踏まえてですね、このプロポーザル方式の町として要求する水準を、今、定めているところでございます。これを受けて売却あるいは貸し付けをする方法の民間提案と、この利用をですね、地域の拠点としてどうつくっていくかということで、例えば、寄地区のですね、自然環境や観光スポットあるいは施設とか言われているドッグランとかですね、そうした寄地域の玄関口に位置する土地としてどう生かしていくかということとですね、地域の方からもですね、防災拠点として、また地域コミュニティの拠点としてこの土地を活用していただきたいという声をいただいておりますので、これらを合わせて町としてプロポーザル方式の要求水準を定めて、早い段階では10月をめどにですね、仕掛けていきたいなというふうな考えでいるところでございます。以上です。

委員長 　　では、次の金額が膨らんだ件について。

総務課係長 　　御質問いただきました公有財産台帳更新及びデータ転送委託料、及び公共施設総合管理計画策定支援業務委託料ですけども、まず、データ、公有財産台帳更新及びデータ転送委託料でございますけれども、こちらのほうは2カ年かけて町で町の財産ですね、土地・インフラ・箱物、こういったものを全て洗い出しをさせていただき、評価をさせていただく。これをですね、データ転送ということで町の会計システムの形に合った形に変更させていただきマッチングをさせていただくというサービスをしていくというようなものを2カ年で行わさせていただきますのでございます。

それから、公共施設総合管理計画策定支援業務につきましては、こちらのほうはこの拾い出しさせていただいた財産をですね、50年をめどにどういった管理をしていくかというような大枠の表を立てさせて、計画を立てさせていただいたものでございます。こちらのほうは、総務省からの点検がありまして、全

ての市町村でこういったものをつくりなさいというような指導のもと大枠を定めさせていただきました。こちらのほうはホームページのほうにも掲載をさせていただきまし、御高覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。

飯 田 委 員 員 この2つに限らずですね、町有財産ってかなり土地とか何とかいっぱいありますよね。そういう細かい部分をですね、民間に入札か何かで欲しい人に払い下げるとかして整理していかないと、どんどんどんどんふえる一方だと思うんですね。町有財産のそういう使用不可能みたいな土地がね。この辺については、いつまでもそういう使われない土地でも税金の何というんですか、土地でのね、町への固定資産税と、あとは寄附とかね、いろいろあると思うんですけど、そういうものの考え方というのはどういうふうにお考えでしょうか。

委 員 長 では、寄1番地に限らずということですね。担当者お願いします。

総 務 課 長 土地の有効活用というところで、総合的なお話しですので、私からお答えさせていただきますけれども、あくまで財産管理ということですので、総務課のほうの管財係が把握しているのは、いわゆるそういうことに対し住宅の用地ですとかね、そういったものを管理しているというところで、そういう面ではどういうふうに活用していくかという話は、もうこれは政策的な話になってくるかと思います。ですから、今、町のほうで行っている町長のほうが推し進めております新松田駅前開発、こういったところにも当然かかわってくる話だと思いますので、一つ一つの空き地といいますか、町有地の部分をどのようにしていくかというところの計画は、そういった全体の計画の中で取り込まれていく部分だというふうに思っています。あくまで財産管理のほうはですね、財産の管理ということで行っておりますので、これが政策推進課がいいのか、定住少子化がいいのか、まちづくり課がいいのか、その辺のところの中で総合的に検討するところだろうと思います。

飯 田 委 員 員 406ページ、408ページ見ましてもですね、山林とか原野がこんなに多いわけですね。それで、下のほうを見てもわかりますけど、最近でもどこから寄附されたかという備考欄に書いてありますけど、こういう形で何にもこの財産に対して手を打っていないと、どんどんどんどんふえる一方だと思うんですね。

そうすると、そういう管理する管理面積がふえればふえるほど、町のほうで今度は逆に管理もしていかなきゃいけないというふうなことで、余計な予算も組まなきゃいけないというふうになると思うんですけど、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

委員長 担当は、お願いします。

総務課係長 財産台帳に載せさせていただいてる山林原野の部分については、やはり山林原野ですので、こちらのほうは、もしそういった申し出があればですね、これは理事者サイドと相談させていただいて、どういった使い方、変に何ですかね、公序良俗に反するような使い方じゃなければ、これはお譲りするというような話、方向性もあろうかと思えます。あとですね、個別に小さいものも普通財産としてございますので、そういったものについては持っていれば当然管理費もかかるだろうというようなお話だと思えますけど、その辺も活用方法、または先ほど課長のほうも申し上げたとおり、駅前開発の例えばそういった代替地であるとか、そういったものに使えないとか、そういった視野、広い視野でですね、物事を考えていく必要があるのかなと考えます。そういうことは関係各課とうまく調整をさせていただいて進めさせていただければと思っております。よろしくをお願いします。

飯田委員 わかりました。

委員長 よろしですか。では、ほか。

田代委員 ページで言いますと65ページです。65ページの上段、町営住宅管理に要する経費ということで、数字の具体的問題よりも、ちょっと考え方をお聞きしたいと思えます。その中で、小さい質問と大きい質問になると思うので、小さい質問は係長さん、大きい質問は課長さんかなというふうに考えております。

基本的な考えとしては、町営住宅の統廃合、そういった問題はこれからポイントになってくるのかなと。さきの選挙でも、町営住宅つくっても住みかえだけで効果ないよという批判を受けたんですけども、私はちょっと違うんではないかなという観点で質問をさせていただきます。まず初めに、これから新築する町営住宅は含まないで、既存の町営住宅について、借地に建ってるものと町有地に建ってるものがあると思えます。借地で言いますと中河原、中丸、店

屋場、中屋敷。中屋敷については全部地主さんにお返ししたと思います。去年の決算審査でも少しその話出たと思うんですけども、返した後に、例えばその場所というのは、結構定住の種地になるんじゃないかな。そういう中で返した後にある程度、町で御指導もいただきたいなど、そんなような議論をしたと思います。一方で、そういった地主さんの、名前は伏せますけれども、一人の方から、困っちゃってるんだよ、何とかしてくれよという話も聞いております。

そのようなことで、まず1点目が中屋敷の町営住宅返したことによって、借地料の整理がついたと思います。ただ、やっぱり貴重な一団の空間の土地ですのでね、お返しした後に町としてどのようなね、地主さんと接点を持たれたのかね、または御指導されたのかね、この辺についてお願いいたします。

委員長 続けて細かいの言わなくていいですか。

田代委員 その回答によってまた違いますので、その都度、回答ごとに質問をこの件にさせていただきます。

委員長 ではまず、お願いします。

総務課係長 中屋敷住宅の敷地ですけども、以前より御質問、御意見いただいているところでございます。詳細については、現時点ではまだ契約が残っております。こちら弁護士の方ともですね、相談をさせていただいて、違約で解除というようなことも相談をさせていただいたんですが、地権者さんの御意向を長年借りさせていただいてたという状況を踏まえて、なるべく円満解決という中で、ことしの12月末までが契約期間になっておりますので、現状、住宅はありませんけれども、土地の賃貸借については12月末まで残っているということで御承知おきを願えればと思います。

その後の活用についてですけども、御質問ありましたとおり地権者さんのほうからも跡地利用を何とかしてもらえるように、何かあれば紹介してくれというようなお話をいただいております。こちらのほうも民間企業も何社かですね、現状は見ていただいているところですが、なかなかやはり道の形状とか、住宅地の隣接地からは近いんですけども、住宅密集地からはちょっと離れているというような状況を踏まえてですね、なかなかいい提言、提案がいただい

ていない状態でございます。こちらのほうは長年貸していただいていた部分でもございますので、契約終わったら、はい、さようならということは、それで済むような話ではないと思っていますので、担当としても、こちらのほうは誠心誠意対応しながら進めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

田 代 委 員 員 ただいまの件、地主さん2件いられると思うんですけど、この12月までいろいろな絡みでお借りすると。その後はそれなりに私権に余り介入しない中で町としてできることをやっていくと。そういうことでよろしいですね。店屋場住宅が、以前やはり地主さんに返してるんですよ。店屋場借地で3人ぐらい地権者がいて、お返し願いたいということで。その方は不動産屋だったので、自分で戸建て住宅をつくって、分譲して、それが人口増加につながったということになると思います。そういう中で基本的な考えとして、店屋場の残り、中丸はまず一等地だと思えますね。上病院の横。あとは中河原の長屋のほうが借地だと思えます。四軒長屋になっているのは。この辺の借地について、要は先ほど冒頭申し上げましたけれども、籠場と町屋を新築するわけですよ。一つの考えとして、住みかえだからだめだという考えあるんですけども、町として当然福祉住宅で耐用年数もう来てしまっていて、いつ地震で壊れるかわからない。そういうときにやはり住みかえを優先に考えなきゃいけないと思うんですよ。勤労者住宅のほうはちょっと別かもしれないけれども、籠場住宅については弱者救済、そういう中で今、借地に建っている中丸、店屋場、中河原のやはり救済する人を住みかえのような形でね、やって、それでなるべく早く土地を地主さんに返していく。また、それを有効利用するという考えだと思うんですけども、これについていかがでしょうかね。

委 員 長 担当者、お願いいたします。

総 務 課 係 長 以前から御質問でいただいているところかと思えます。中丸住宅、中河原の長屋住宅に関して、店屋場住宅には現在、20戸、53の方が住んでいただいているところでございます。一方、今回、町営住宅として籠場のほうに建設をさせていただく部分については、一応計画的には21戸を想定をさせていただいているものでございます。以前、町営住宅の入居者の方にアンケートを取らせて

ていただいた中で、これはまだ町営住宅の建設は漠然とした状態の中でアンケートを取らせていただいたものでございますけども、おおよそ皆さんが、言葉はあれですけども、ここで死なせてくれという話です。御高齢の方が多いですから。ただ町のほうの政策として、もし仮に町営住宅を建てることになったら、御意向を踏まえますけども、移動をお願いするかもしれませんというお話は入居者さんの方にはお話をしているところでございます。個別具体的にこの方を動かすという形ではございませんけれども、これ当然家賃のほうも上がる状態でございます。今、古い建物でいくと、何千円というような家賃のものが、新しいところだと、1桁上に上がってしまうものでございますので、これは各入居者の方の生活にもかかる部分ですので。ただそれを、そこだけを捉えて町のほうで移動しなくてもいいですという話ではありませんので、こちらは誠心誠意入居者の方に当たってまいって、なるべく借地の部分、減らしていきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

田 代 委 員 この件に関しては最後、要望ということでお願いします。中丸、店屋場、中河原あると思うんですけども、これ総花的にやっているとやっぱり虫食いになってしまうと思うんですよ。それであれば、例えば中丸あたりが一番駅に近くて、土地の有効利用、お返ししたときに有効利用が図られる土地、イコール町税の増にもつながる土地なのかなというふうに私は考えます。そういった中で1カ所にちょっとポイントを定めてね、極力その土地をお返しして、弱者を救済する。そんなようなことで要望いたします。回答は結構です。

最後に、これは課長さんになると思うんですけども、町有地、町有地に町営住宅があると思います。便利なところで仲町屋、沢尻、かなり仲町屋のほうは町営臨時駐車場として今、利活用されています。沢尻が少しずつ今、減っている。中河原についても少しずつ減っていると。要は、一番お話ししたいことは、籠場と町屋がまだ財産に関する調書、394ページをちょっと開いていただきたいんですけども、ここに町営住宅の面積が入っていると思います。今現在、土地で言うと1万1,005平米ですか。これに恐らく町営住宅として供用された籠場と町屋が入ると恐らく1万5,000平米ぐらいになると思うんですよ。そうなったときに、では既存の町営住宅をどうしていくんだと。この辺に

関しての考えをちょっと、課長レベルで結構ですので、お聞かせください。

総務課長 田代委員の御質問ですけれども、やはり先ほど担当のほうが申しましたとおり、個々の住宅に関しては今言った住みかえという部分は確かに当然やっていかなきゃいけない部分だと思っていますし、借りている土地についてはやはり返還していくということになろうかと思います。店屋場、それから沢尻のところは臨時駐車場ということですが、これは先ほど飯田委員のほうにもちょっとお答えさせていただきましたけれども、町全体としてやはり政策的に取り組んでいかなきゃいけない部分だと思っていますので、やはり今、行っている駅前開発との連携というのは当然必要になってくると思いますので、先ほどお話ししましたとおり関係各課と連携をとりながら進めていかなきゃいけないというふうに思っております。いずれにいたしましても、今現在ある町営住宅については、お借りしている土地の方については移り住んでいただくということを前提にですね、土地はお返ししていくというような考え方で思っております。

委員長 よろしいでしょうか、田代委員。

田代委員 課長の私見ということで捉えさせていただきます。どうもありがとうございました。

委員長 では、ほかには。

小澤委員 61ページ、先ほど飯田委員が質問した公有財産台帳更新というところですが、先ほどの質問の中で、町有財産評価の見直しが2年間でこれは終わったんですか。

それともう一つ、75ページにある地方公会計システムの改修についても、これも、これは多分ここで終わったのかなと。公会計制度導入に向けての準備ができたのかなとは思いますが、この財産評価の見直し、法務省からの指示によりますよということですが、何ていうんですかね、評価をどういふように見直したのか、公会計制度に合うような見直しになったと思うんですが、その辺、具体的にわかればちょっと説明をいただきたいのと、それから前回も本会議で質問しましたが、物品に関して、これの取捨選択をどういふ基準でされたのか。この財産評価の見直しの中で、そういった減価償却の部分も取り入れて、もう既にやっているのかどうか。その辺についてち

よつと説明をお願いします。

委員長 61ページ。ではお願いします。

総務課係長 御質問いただきました部分ですけれども、2カ年事業として業務は終了をいたしております。その後、後段の質問の公会計システムというような流れになってくるものでございますけれども、その一つ、すいません、その後のお話で。物品の部分ですけれども、100万円以上の物品を対象とさせていただくものでございます。こちらのほうは購入年月日等は備品台帳等で確認できるものですので、対象としては100万円以上の物品というような形になります。

2番目の質問については、政策推進課のほうにお渡ししたいと思います。

政策推進課係長 御質問ありました地方公会計システム改修委託ということで、こちらにつきましては28年度に導入するための準備は整っております。サーバー等の購入からソフトウェアの導入まで済んでおります。今、実際に固定資産台帳を昨年度整備したものを取り込みの作業を行っておりますが、一部ちょっとふぐあい等が出ていますので、そちらを精査して、きちっと整理した後に仕分け等を最終チェックをしまして、財務諸表を公表するという手順になっているということでございます。以上です。

委員長 あと減価償却のことは。

総務課係長 先ほど100万円以上の物品のお答えさせていただいた部分ですけれども、そちらのほう関連してですね、取得日、取得金額がわかりますので、償却部分についても考慮して台帳が作成されるというような形になります。よろしく願いいたします。

小澤委員 そこがわからないんだよ。購入した年月日がわかって、金額がわかって、今まではそれが10年たってもずっときてたわけですよ。それをどのような形で減価償却をされたのか、それともしてなくて今現在そのまま残っているのか。ただこの財産評価の見直しをやっているんだから、当然そこも変化があるだろう。購入したものが全部現在まで残っているのか、それとももう30年たっているから、これは台帳から落としてしまおうよとかって、そういうこともあろうかと思うんだけど、その辺の基準はどうやってやっているんですかって、そこを聞きたい。

委員長 担当者、よろしいでしょうか。

総務課係長 今まではですね、現実的に何ですかね、現金主義として買った物が備品台帳で幾らのものをいつ買いましたということで償却はしてございません。それがここでこの財務諸表をつくる切りかえの段階で全て償却、計算して、財産として計上するというようなものになりますので、当然償却期間過ぎているものについては備忘価格で1円というような形になろうかと思えますけれども、そういった算定の中で計上をしているというような形になります。これは各物品について何年間で償却しろというような各基準があろうと思えますので、そういった基準の中で算定をさせていただいているところでございます。以上です。

小澤委員 ということは、やっぱり複式簿記のように、この物品に対しては償却何年でしなさいよというのがあるから、それを当てはめて、そこでこの財産評価の見直しをやったと。だから、その期限がもう来ちゃっているものに対しては、それは落としましたよ。そうでないものがこの台帳に載っているよと、そういうことですね。それについても減価償却のやり方を当てはめていった中で、大幅に見直しをやったということでもいいんですね。

総務課係長 そういった御認識いただいてよろしいかと思えます。よろしく申し上げます。

小澤委員 この財産に関することがね、今までは土地、山林、建物も平米では載っているけれども、こういった評価額というものは一切出てこなくて、この質問をすると、課長さん初め皆さん、余り表に出したくないというようなところが見えて、やはり町民に対して町の財産が今現在これぐらいあるんですよということはやっぱり示したほうがいいのかなど。何かこの財産の部分に関しては、とにかく余りさわってくれるなというような感じをね、議員としても非常に受けていましたので、これからこういったこともですね、町民に対してやっぱり表示ができるような形でやっていってほしいと思います。それをお願いして終わります。課長、何かありますか。

参事兼政策推進課長 この委託によって、いわゆる公会計、複式簿記になることになろうかと思えます。ですから、本会議でも答弁させていただいたように、来年3月までには貸借対照表をつくらなくちゃいけないということなんで、それに向けて今、準備を進めておるところです。今回、公会計のシステム終わりますので、それに

数字を当てはめて来年3月には皆さんに公表ということになるかと思います。
よろしくお願ひします。

小澤委員 わかりました。

委員長 よろしいですか。

大館委員 65ページのですね、下段のほうに、足柄上地区の地下水の保全関係の負担金が出ています。これももう4年目ぐらいかな、いつまでやるんですか。

それとですね、次は67ページの13委託料で、ふるさと寄附金の返礼品がですね、歳入に対して50%以上使っているんだよね。国では30%ぐらいに抑えなさいというのがね、指導されていると思うんですけども、その辺はどういうこれからですね、対応されるのか。

それとですね、69ページのあしがらローカルブランディング、それからおもてなし検定システム作成等、あといっぱい委託料がものすごいんですよ。ありますけれども、そのあしがらブランディングの負担金もですね、どのような事業をされて、どのような、いつまでこれが負担金を徴収されるのかね。それから、おもてなし町検定システムなんていうのは初めて、恐らく全国的にも珍しい事業だと思いますけども、内容的にはね、どのようなものを委託されたのか。

それから、あとはね、151ページの消防費、団員危険手当が1万2,500円ですけども、今、気候変動によってですね、話にしろ毎日のように被害者が出たりとか、危険がいっぱい含んでいるわけですよ。それで、以前からこの件については私、しつこく質問させてもらっていますけども、いまだに1回500円かな、出動手当の危険手当が。その辺、これからですね、どのような、ここで消防団の危険手当について考えていられるか、お願ひしたいと思います。

あと1点あったんだよな。大事なものを忘れちゃっているな。とりあえずそれをちょっとお願ひします。

委員長 4点ですね。61ページの…65ページのところですかね。まずこちらからお願ひします。どうぞ。

政策推進課長補佐 今、多く御質問いただきました。まず65ページの地下水の関係でございます。足柄上地区地下水保全連絡会議負担金ということで492万4,800円でございます。

こちらにつきましては議員御案内かと思いますが、平成19年度からスタートをいたしました個人県民税の超過課税の水源環境税の関係で、19年度にスタートして、このとき20年間の大綱を定めてございます。ということは、まだその期間内でございます。各期につきましては、5カ年ごとに計画を定めてまいっております。今度平成29年度、今年度からですね、から33年度までは第3期ということで、まだこの途上でございます。20年間、あと38年までさらにやっていくということが一つ大きい流れかなということです。中身につきましては、先ほど、そうですね、歳入のほうで一括して水源環境保全の交付金ということで、41ページに5,790万なりの交付金の歳入がございますけども、この歳入が充てられる事業だと、このように御理解いただければと思います。

続けさせていただきます。何点かございますので。続いて67ページ、ふるさと納税の関係でございます。こちらにつきましては、ふるさと納税の管理経費ということで、全て込みでいくと4,000万を超えると。これは歳入は7,000万超えていますけども、50%超えるんじゃないかということだと思えます。内容につきましては、委託ということになっておりますけども、まず返礼品の商品の金額がございます。この金額というものが、松田でいくと大体3割というのが国のラインで示されているんですけども、3割ちょっと超えちゃっていたんです。これをちょっと今後、是正していこうということなんですけども、肉なんか、足柄牛とかああいうものは4割近いとか、こういった実態がございます。いわゆる返礼品として出る商品代としての金額が大きいというのをまず御理解いただきたい。その上で、いわゆるふるさと納税するときはホームページを使う方がほとんどです。そのホームページを使うに当たって、その商品のいろいろ情報、さらに一括した手続について全てを委託しているという形をお願いをしております。いわゆる町の職員としてはその寄附金額を適正に扱うこと、寄附の受納の証明の通知、こういった手続に限定されますので、込み込みでやっていくとこういった状況でございます。今、そうですね、さとふるというサイトが一番メインでやっております、こちら辺をまた地元にもいろいろお金を還流する仕組みというのを今いろいろ検討をしている最中でございます。

2点目は、ふるさと納税ということでよろしいかと思えます。

3点目でございます。69ページでございます。こちらについては、おもてなしの町検定の御質問もあったよう…ごめんなさい、その前にあしがらローカルブランディングです。69ページ、あしがらローカルブランディング推進事業でございます。こちらにつきましては、1市5町で取り組みを進めています地方創生の交付金を活用させていただいております。加速化交付金を活用し、100%ということで、こちらは負担金及び交付金ということでの支出をしておりますが、大井町が幹事町として全て取りまとめていただいておりますので、交付金という形の支出になっております。1市5町で取り組んでいる中身でございますが、そうですね、いろいろまずブランディングということですから、コンセプトづくりから入ってイメージ的なもの、こういったものの議論を深めて、ブランド戦略書というものを最終的に定めて、今、ホームページ上でも公開していようかと思っております。また、PVですね。プロモーションビデオ、こういったものを小田急線の中で展開をさせていただいたり、また、ロゴですね、最終的には足型のロゴというのをちょっと目にされたことがあると幸いなんです。そういったロゴの作成もしてございます。また、都内某所、某所でやっているイベントのほうにも参加をし、足柄という1市5町のイメージを一体的にPRする。こういった取り組みでございます。継続性につきましては、このローカルブランディング協議会を設けてございます。28年度は加速化交付金を使った。29年度につきましては、国のちょっと交付金のまだ算段がついておりません。ただ1市5町でみんな連携して特別な財源を探そうということで、市町村振興の補助金を活用いたしまして、足並みをそろえて一緒にやっというふうに進めて、継続してございます。

ローカルブランディングは以上でございまして、あと、おもてなし検定についても御質問を頂戴しました。委託料の中に、おもてなし町検定システム作成委託料とございます。おもてなし検定につきましては、いわゆる御当地検定的なものです。松田町のいろいろなクイズ形式で問題をですね、実は昨年から今、2回検定というのをやっております。ちょっとなかなか参加者が伸びなくて寂しいところあるんですけども、それでもちょっと熱心に町のいろいろなことをそのクイズを…クイズというか検定を受けてくださっている方がいら

っしやいます。ここに書いてあるのはシステムと書いてございます。町のホームページ、こちらのほうに簡単に10問程度ですね、上級、中級、初級みたいなのがあって、例えば初級を押すと10問問題が出ます。最後、回答が○×が outcome して、あなたはこの検定で何点だったよというようなものを皆さんでやっていただけるようなシステム、これをつくったと。本当クイズ形式であっても、町への愛着、町への知識、ここら辺を深めるためのツールということで進めさせていただいております。

私に関連する部分は以上となります。

委員長 　　まだありますか。じゃあ151ページのほう。

安全防災担当課長　　うちのほうには係長職がおりませんので、私のほうでお答えさせていただきます。団員危険手当、1件500円ということで少ないのではないかということは、これまで大館議員から御要望があった、出ているということは私も、この4月から担当ですけども、以前のこの委員会等で要望があったのを承知しております。この金額が安いのか、高いか、幾らなら妥当なのかというのはなかなか難しいところではございますけども。私見でございますけど、例えば倍の1,000円にしても28年度決算額でいくと1万2,500円が2万5,000円程度という、金額にしてみればそう多くないところではございますけども、ただいま消防団のほうとあり方検討会というのを始めたところでございます。消防団さんのほうの意向も聞きながら、この辺、検討していきたいと思っております。よろしく願います。

大館委員　　65ページの地下水のこれはわかりましたけども、今、神奈川県の水源環境税の見直し、ことしから始め、5年間は確保できてたはずなんですけど、それから先はわからないわけですよ。国が水源環境税新設して、そっちに移行しようとしているわけじゃないですか。それらになると、そっちから回る可能性もあるんですけども、この成果というか、今まで4年間やっていたの、今まで4年間。その成果というか、そういうのも含めて、例えば水質等も保全も含めて変化ないとか、そういう、こういう問題があるんだとかというものを提起されて、その対応をどのようにされているのかという、そこまである程度4年間になると、ある程度の地下水の変化というものを把握できる部分があると思うんだ

よね。そういうもの何も聞かされないで、ただ負担金だけ、国から来るお金だからいいよという話じゃないと思うんだよ。その辺をどのように考えているかね。

それと、返礼品のことはわかりました。わかりますけど、何か寄附金が7,000万も集まりましたよって。そっちがひとり歩きしちゃっていて、裏でかかっている部分が何もわかってないんじゃないですか。じゃあ、実質半分だよね。町で入るお金とですね。その辺が何かしっくりいかないというか、寄附金7,000万以上も入ってるんだ、入ってるんだということだけでいいのか。極力、国が言っている返礼品の品物だけが3割にしろよって。あとの経費は別ですよという話なんておかしいよね、それは。やり方がおかしい。それは単純に松田町の特産品を送ってあげる。それは提供する人たちにお願いして送ってもらうという形をとれば、何か業者が入っているわけでしょう。何とか会社がね。そこに結局流れていっちゃうわけじゃないですか。当然町が受け取れるような額がそっちへ流れちゃうということが問題で、極力そういうものを省いてですね、じかに町が…町が仲介に入るだけで、じかに何ていうのかな、寄附してくれた人と、返礼品、松田の特産品を届ける人が直結したほうが経費が削減できると思うんですね。そういう方向でやっていかないとね、7,000万、7,000万なんていうと、相当大きなお金だと思うけど、実際入る金は半分以下なわけじゃないですか。その辺をどのように考えていられるかね。再度お願いします。

ローカルブランディングの話もそうですけども、形に見えてないという部分はかなり、理解してないでしょう、ほとんどの人が。町民の人。理解してるのかね。ふるさと検定の問題も含めて…ふるさとじゃないよ。おもてなし検定か。それもやっぱり実効性のあるお金の使い方をしてもらって、町が少しでもね、活性化できるような方向に持っていく必要があるのかなと思うんですけども。再度その辺も、考え方についてお伺いします。

それから、151ページの危険手当の問題ですけども、人命のとうとさというのは、お金にはかえられないものがあります。それで、確かに高いか安いかという、そのような答弁もされたと思うんですけど、ちょっと情けないよね。消防団も、だって一家を支えている大黒柱の人たちが、ちょうど30代、40代の人

がほとんどメーンでしょう。40歳で定年かな、消防団は。たしか我々が入っているころは。

鈴木委員 今、40じゃない。みんなやめちまう。

大舘委員 そういうね、一番大事な年代の人たちが危険な場所へ出動するんですよ。考え方が、もう少し、本当に町民を大切にする精神に欠けてるんじゃないかと思う。お金で幾ら払いなさいということじゃなくて、考え方そのものが情けない。ただ危険手当を出してますよという。さっきも言ったように、全国で本当に危険度が増しているわけじゃないですか。その辺で、再度、一つ思い出しちゃった。防犯カメラの設置があったね。どこだっけ、何ページだっけ。

鈴木委員 その後、俺がやる。

大舘委員 やる。そうかい、じゃあ。

委員長 じゃあ、ごめんなさい。もう一度、今、担当お願いします。

政策推進課長補佐 再度お話とかございましたところは、しっかり胸に刻んでお仕事させていただきますけども、まず水源環境税の水源の関係でございます。一応国の動向とおっしゃられた部分につきましては、先般ですね、国のほうで森・川・海、新しい森林とか環境の保全の税というところで、首長の会が発足し、また国のほうもそこにしっかりくっついてですね、動きがあることは承知してございます。ここら辺の動きはしっかり注視してですね、また今の水源環境税、県ですので、そこら辺とのバランスを見ながら動きを進めてまいりたいと思います。

レポートに関する報告ですが、基本的には県のほうでとりまとめくださっているものがホームページにいろいろと出ていると思います。ちょっとそこら辺は私のほうももう一回ちゃんと確認をしたいと思ってます。

続いてふるさと納税の返礼品、支出の現実はこうだよという話もいただきました。まず単純に支出として出ている、町として、町というのは行政なのか、松田町なのか、例えば商品というものは町民の方がつくられた農作物なりが出ていっていると考えれば、単純に半分にはならないかなと。こういうこともちょっと考えられるかとは思ってます。けども、最終的に地域に回るとい部分では、委員おっしゃるようになりますね、いわゆるさっき言った、全部委託できるという部分は正直言って我々行政としては非常に効率的で、ありがたいシステ

ムなんですけれども、ちょっと違った部分でですね、今、検討を進めております。そこにつきましては、課題として認識しておりますので、鋭意進めているということでございます。

最後、ローカルブランディング、おもてなしに関しましては、より周知をしっかりと図ってですね、知らないじゃないかと、やっぱり言われるのは寂しい話ですから、そうならないように、少しでも周知を努めてまいります。以上です。

委員長 じゃあ、151ページの。

安全防災担当課長 消防団員の危険手当につきましてですけども、確かにこのところ、特に水防のほうで出る機会が全国的にも多くなってきているところがございます。500円について、幾らが妥当かということは前向きに検討していきたいと思っております。以上です。

大館委員長 大体わかりました。今、いろいろな県を通じてホームページで云々って話ありましたけども、この松田町も高齢化が進んだ中でね、アナログ人間のほうがほとんどだと思うんですよ。それ、ホームページ見られる人はわかりますよ。その辺で、やっぱり町民は皆、全てデジタル人間じゃないわけじゃないですか。それで、もう少し親切な方法として、広報紙とかおしらせ号で毎月出てるわけですから、その中でね、極力全町民が理解できるような方向で知らせる必要があるかなと思いますけども、それやると経費がかかるとかというような話、ホームページなら自分で勝手に見ればいいじゃないかという話は、ちょっと違うと思うんだね。アナログ人間にも優しい町にしてほしいなと思いますけど、いかがでしょうか。

政策推進課長補佐 おっしゃるとおりだと思います。たまにですね、やはり町民の方でもホームページと言われても見れないとおっしゃる方おります。そこら辺はですね、広報も紙面の限りはありますけども、例えばこういうことがあるというのを少しでもお知らせした中で、全ては回しきれなくてもですね、まず情報としてあることをわかっていただく。こういった取り組みはしっかり進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

大館委員長 例えば、役場へ来た人が、そういう疑問を持った人がね、じゃあここで教えてほしいよと聞かれたときにも対応できるような、ホームページを用意してお

いて、これはこうですよという、恐らくこういう事業を知らないから、ほとんどないと思いますけれども、そういうサービスも必要なのかと思います。ホームページをプリントアウトしておいてもらって、実はこういうものですよと。聞かれたらそういう対応をすることは、町民サービスにもつながるわけですから、そういうことも含めて、この問題だけじゃなくて、ほかのことでもいっぱいあるわけじゃないですか。ホームページを見ないとわからない部分。それ、精査してもらって、極力お年寄りにも優しい情報提供をぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

委員長 要望でよろしいですか。ほかの。

鈴木委員 79ページ。今の防犯カメラ、これ、店屋場に1基つけたということなんですけれども、あそこのトイレでいろんないたずらがあって、防犯カメラつけたと思うんで、そういういきさつをまず。2回目、3回目はまたほかのことを聞けど、そのいきさつを、どういうわけでそこに防犯カメラをつけたか、教えていただきたいのと、もう一つ、79ページ。バスの運行について、ここに700万…ほとんど700万ぐらい、このあれで、これは使わなきゃいけないお金なんですけれども、ほかにページめくってみると、バス借上料が結構いろんな課であるということで、結構バス使ってるんですよ。松田町で、前にも一般質問で出したけど、バスを買う気があるか、リースを使う気があるか。同じぐらいの金額だと思うんだよね。そういう考えを持ってるかどうか。

それと153ページ、消火栓。116万、1基つけたと思うんだけど、どこへつけたか教えていただきたい。

それから155ページ、同報無線。まだ松田町に聞こえないという苦情があるかどうか、その4点、教えていただきたい。

委員長 では、まず79ページのほうからお願いします。防犯カメラ。

安全防災担当課長 防犯カメラの設置の理由ですけれども、各自治会にアンケートをとりまして、要望をとりました。その中でありました、ちょっといたずらとか多かった場所を優先的に、あと警察のほうとも相談しまして、その場所に決定して設置したということでございます。

鈴木委員 ちょっといい。防犯カメラから一つずつ解決していっちゃうから。前にね、

今、警察と相談したと言ってくれたんだけど、これだけ災害とか、いろんな人災がきてるのに、私が前に警察と相談して、まだ松田に3カ所か4カ所、リースでね、七、八万で1年間つけれるんだよ、防犯カメラね。だから警察と相談して、ここら辺は危ないよというところにつける考えを持って警察と打ち合わせをしているかどうか。それを聞かせていただきたいんだけど。

安全防災担当課長 今現在、新松田駅前と店屋場と2カ所、今年度、補助金をいただいて設置するんですけども、8月が…8月いっぱい申請期限ということで、今年度は松田小学校の正門前、それと松田中学校の、前…（「人が死んだところ」の声あり）そうですね、あそこのところ、2カ所を予定しております。設置につきましては、やっぱり人通りが多いところ、交通量の多いところを中心に検討しています。

鈴木委員 そういうことをさ、ちょっとさ、前に質問したから、こういうふうだね、次は設置させていただくようにしますというのを教えてもらわないと、いつまでたってもこういう質問するようになってっちゃうので、ぜひね、私も前から小学校、中学校のところには、危ないから、子供たちのためだからということで、それができるようになればいいし。それと、もちろんリースでやるんでしょ。

安全防災担当課長 そうですね、賃借料ということで、リースでやっております。

鈴木委員 リースだとね、年間、今言ったように七、八万でできるし、決して高いものじゃないから、ぜひよろしくをお願いします。

2個目のバスのあれについては。

参事兼政策推進課長 全課にわたる話なので、私のほうから説明させていただきます。79ページのバスについては、寄の方の利便性の向上でお願いしています。各款のいろいろなところにバスの借上料があるんですけども、鈴木委員からは中学校のバスの件もありますので、それは来年度予算の中で何がと、何が効率的でいいのかどうかは、ちょっと判断させていただいて、来年度予算の中でいろいろと考えていきたいと思えます。以上です。

鈴木委員 そういうのはよろしく。それから消火栓。消火栓、どこへ立てるか。

安全防災担当課長 昨年度につきましては、県道711号線の、こちらから行きまして、愛隣堂さんを下ったところの布設がえをやっております。

鈴木委員 消火栓ね、消防団がね、地下に埋まった消火栓を検査してもらってるんだけど、何か言ってくる。消防団員があかないとか、消火栓が消防団があけてもあかないとかという、何か苦情ありますか。

安全防災担当課長 私が4月になってから、消防団のほうからはないんですけども、先日の総合防災訓練のときに実際あった例としましては、あけたら消火栓自体がもう古くて、鋳物の部分が割れてしまって、ひびが入ってしまって、閉じてもしまりきらないというようなケースがございました。これは、もちろんすぐに対応済みですけれども。

鈴木委員 地下だとね、そういう苦情があると思うの。俺、どこかしらの消火栓、漏れてるところがあると思うんだよね。それ、もう水道料、絶対もったいないし、そういうのがなくなるために立てて、あれ立てると200万ぐらいかかるの、あれ。

安全防災担当課長 ただいまの、先ほど言いました県道711号線ですけども、これで80万ぐらいですね。あと、去年の例ですと、その80万円というのがあります。

鈴木委員 肝心な人通りがすごい多いとか、この間の糸魚川の、一般質問で出たけど、そういうところがあったときにね、やっぱりね、いざすぐといたらね、火消せるようにね、まず消防団が行って消せるようにね、そういう消火栓をやっぱり立ててるところ、重立ったところをちょっと2カ所か3カ所、つくったほうがいいと思うんだけど。そういう考えは。

安全防災担当課長 一応台帳にですね、消防水利の地図に落としまして、充足率、充足しているところ、してないところがわかるようになっています。ほぼ充足しているんですけども、まだ若干あったほうがいいのかというところもありますし、あと、開発等で今まで範囲外だったところに住宅が何軒か張りついたときには、こちらから要望として水利を設置するような要望を出しております。

鈴木委員 ぜひそういうふうにして、災害が大きくなるないように、よろしく願います。

同報無線は、どこか苦情ありますか、まだ。聞こえないという。

安全防災担当課長 あります。その都度、もちろん現場へ行って確認して、業者を呼んで対応しております。ついきのうの夕方なんですけども、たまたまきのう業者が一斉の

同報無線の子局の点検に入っていたんですけども、神山13番というところで、ちゃんと動いてはいたんですけども、それを東電からの電気が来てなかったんですけども、バックアップ用のバッテリーで作動してたというのがわかって、東電からの電気が来てないということがわかりまして、すぐに東電へ連絡して、ゆうべのうちに電力回復して、バッテリーからの供給はなしということで、通常に使えております。

あと、デジタル化へ向けてということで、二、三年後には切りかえていかななくてはいけないので、デジタル化になればそういった聞こえないという部分が解消されるのではないかと考えております。

鈴木委員 この間、NHKでね、すごくいいことやってたの。ポケベル、昔みんなはやったポケベルをね、聞こえないようなところにポケベルを置いていて、例えば大震災とか災害があったとき、すぐに伝わるように、防災ラジオでいうとポケベルにピピピッと行くわけ。無線よりも。だから、そういうのもね、少し考えてね、聞こえないというところはあくまでも聞こえないって苦情が来るから、そういうところにそういうことでもひとつ考えてね、置いて…持たせてね、やったっていいと思うから、そういうことを考えて、やはり聞こえないところがないような形を整えていただきたいと思います。要望で終わります。

委員長 ほかの質問委員ありますか。

(「なし」の声あり)

ほかにはないので…(休憩を求める声あり) 暫時休憩いたします。職員の方は入れかわってください。11時20分から再開いたします。(11時09分)